

令和7年度岐阜県文化財保護センターで使用する電気の調達に関する一般競争入札公告

令和7年度岐阜県文化財保護センターで使用する電気の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和7年1月10日

岐阜県文化財保護センター所長 塚原 雅巳

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

（1）調達物品及び数量

岐阜県文化財保護センターで使用する電気（高圧）

（予定数量）64,900kWh

（2）調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）供給期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

（4）供給場所

岐阜市三田洞東1-26-1 岐阜県文化財保護センター

2 入札参加者の資格に関する事項

（1）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（4）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

（5）本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

（6）過去3年の間に国又は地方公共団体に対する電気の供給に係る履行実績があること。

（7）令和6年度岐阜県電力の調達にかかる環境配慮方針（令和6年4月1日施行）第5条に該当する者であること。

（8）供給電力の30%以上を再生エネルギー電力とすることができる者であること。

3 入札手続等に関する事項

（1）担当部局

〒502-0003 岐阜市三田洞東1-26-1

岐阜県文化財保護センター 総務課

電話 058-237-8550

MAIL c21807@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年1月10日(金)から令和7年1月21日(火)の毎日(県の機関の休日を除く。)
午前6時から午後11時まで(最終日のみ午後1時まで)。

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)
へ提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の(4)から
(8)までの競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

提出期限 令和7年1月21日(火)午後1時(必着)

イ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年1月24日(金)までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執
行日時までに3の(1)まで提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年1月31日(金)午前11時00分

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2
条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者
による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)又は電子手続で行う場合
は、令和7年1月30日(木)午後4時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場 所 岐阜市三田洞東1-26-1

岐阜県文化財保護センター 本館2階 研修室

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前
に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、本県が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総価で
行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額(以下「入札
書等記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満
の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者
は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ
た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第114条に該当す
るときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

- (ア) 規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
- (イ) 最低の金額をもって入札した者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として 1 回とする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに文化財保護センターあてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 3 の (1) の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。また、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。